トンネル点検委託業務

特記仕様書（案）

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」、「高知県土木設計等共通仕様書（以下、「共仕」という。）」等に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針　　　等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りで　　　ない。

第２条　個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記　「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別すること　　　　ができると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その　　　　業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

（適正管理）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、　　　　滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して　　　　知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第８　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第１０　発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第１１　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注１　委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第３条　業務の目的

本業務は、高知県が管理する道路トンネルの点検・診断を行うものであり、近接目視点検および打音検査等の方法により本体工の変状および附属物全般の取付け状態の異常を把握し道路トンネルの健全性を診断することを目的に実施するものである。

なお、点検方法は、高知県土木部道路課制定の「高知県道路トンネル点検要領（案）（以下、「点検要領」という。）」に基づき実施する。

第４条　業務内容

（１）業務計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す内容を確認し共仕第1111条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

　（２）現地踏査

　　　交通規制計画の立案、効率的な点検業務を行うことを目的に実施する。

　（３）通行規制計画及び関係機関協議

交通規制計画に基づき、占用物件の占用者、県警（交通規制）等の関係者との協　　　議を行う。この際、協議に必要となる資料も併せて作成するものとする。

　（４）道路トンネル覆工点検

点検要領に定めた方法により、必要な機器を用いてトンネル本体工の状態を確認する。また、点検により利用者被害の可能性があるうき等を確認した場合は、除去するなど応急措置を実施する。

　（５）道路トンネル附属物点検

点検要領に定めた方法により、必要な機器を用いてトンネル内附属物の取付け状態等を確認する。また、点検により利用者被害の可能性がある異常を確認した場合は、取付け状態の改善等を行うための応急措置を実施する。

　（６）点検記録作成（覆工・附属物点検）

点検結果、健全性の診断、措置または措置後の確認結果を点検要領に定めた様式に記録する。

（７）新技術等活用の検討

定期点検においては、「新技術利用のガイドライン（案）国土交通省」を参考にするとともに、利用する新技術は、「点検支援技術 性能カタログ（案）国土交通省」に記載されている仕様確認が行われた技術から選定することを基本とし、有用な新技術を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する点検方法を決定した後に定期点検を行うものとする。

第５条　打合せ協議

打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ２回、最終打合せ（成果品納入前）の計４回とし初回打合せ及び最終打合せ、重要な打合せを行う場合は管理技術者が出席する。

第６条　報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ報告書を作成する。

　　・業務報告書（紙媒体１部、電子納品２枚（正・副））

　　・点検調書（調査記録表、現状写真）

　　・その他 調査員の指示するもの

第７条　管理技術者

土木関係建設コンサルタント業務（５００万円以上）

　管理技術者

　１　次のいずれかに該当する者。

（１）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　建設部門で選択科目を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

イ　総合技術監理部門で選択科目を「建設でトンネル」又は「建設で鋼構造及びコンクリート」とする。

（２）社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格試験に合格し、同協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

（３）建設コンサルタント登録規程第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

２　管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

第8条　担当技術者

１　次のいずれかに該当する者

（１）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　建設部門で選択科目を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

イ　総合技術監理部門で選択科目を「建設でトンネル」又は「建設で鋼構造及びコンクリート」とする。

（２）公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた「国土交通省登録技術者資格」を有する者とし、区分は「施設分野：橋トンネル－業務：点検」又は「施設分野：トンネル－業務：診断」とする。

（３）建設コンサルタント登録規程第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

第９条　交通誘導警備員

本業務の点検を行うに際し、交通誘導警備員を●●人配置することとしているが、現地踏査および関係機関との協議結果により配置人数に変更があった場合は設計変更の対象とする。

第１０条　点検作業機械

点検に使用する建設機械は、高所作業車（トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m）を想定している。なお、現場条件等により機械の仕様及び使用日数に変更がある場合は、発注者との協議の上、設計変更の対象とする。

第１１条　準拠基準

　・「高知県道路トンネル点検要領」(高知県土木部道路課）

　・「道路トンネル定期点検要領」(国土交通省道路局国道・技術課（直轄版）)

　・道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(公益社団法人日本道路協会)

　・その他必要に応じて適宜用いる。

第１２条　貸与資料

　・既往トンネル定期点検 点検調書

　・その他必要に応じて適宜用貸与する。

第１３条　その他

その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。